

## 物価高騰対策臨時給付金に関する事務の特定個人情報保護評価書

## 素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

No	頁	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	変更理由	変更の契機
1	3	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	② <u>(削除)</u> 対象者の台帳から公金受取口座情報や過去の給付金支給口座情報等を用い(ア)公金受取口座を登録している者、(イ)生活保護費を口座で受け取っている者、(ウ)過去の給付金を口座で受け取っている者、(エ)口座情報のない者、に分けた支払方法別のリストを作成する。	② <u>対象</u> 対象者の台帳から公金受取口座情報や過去の給付金支給口座情報等を用い(ア)公金受取口座を登録している者、(イ)生活保護費を口座で受け取っている者、(ウ)過去の給付金を口座で受け取っている者、(エ)口座情報のない者、に分けた支払方法別のリストを作成する。	文言の修正	区点検
2	5	2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	2 支給対象者に送付すべき書類を作成するためのデータを出力 <u>(削除)</u> する。	2 支給対象者に送付すべき書類を作成するためのデータを出力 <u>を</u> する。	文言の修正	区点検
3	8	2.基本情報 ④記録される項目	<業務関係情報> ・地方税関係情報・・・支給対象者の判定に必要がある。 ・障害者福祉関係情報・・・視覚障害者向けの送付物に点字シールを貼付するために必要がある。 ・生活保護・社会福祉関係情報・・・支給対象者の判定及び支給口座の把握、支給方法の判別のために必要がある。 ・その他・・・公金受取口座情報及び過去の給付金支給口座情報ともに支給口座の把握し、支給方法の判別のために必要がある。	<業務関係情報> ・地方税関係情報・・・支給対象者の判定に必要がある。 ・障害者福祉関係情報・・・視覚障害者向けの送付物に点字シールを貼付するために必要がある。 ・生活保護・社会福祉関係情報・・・支給対象者の判定及び支給口座の把握し、支給方法の判別のために必要がある。 ・その他・・・公金受取口座情報及び過去の給付金支給口座情報ともに支給口座の把握し、支給方法の判別のために必要がある。	文言の修正	区点検
4	9	3.特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	その他（既存住民基本台帳システム、税務システム、庁内イントラシステム、 <u>電話</u> ）	その他（既存住民基本台帳システム、税務システム、庁内イントラシステム、 <u>(追記)</u> ）	文言の追加	第三者点検
5	9	3.特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	公金口座登録法第10条において、特定公的給付の支給を実施しようとするときは、支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る当該判定に必要な情報その他の当該支給を実施するための基礎とする情報を個人番号を利用して管理できるとされている。 <u>また、本人又は代理人から紙媒体で入手する場合は、本人等が記入する様式にも区への当該支給のために情報が提出される旨が明示されており、その上で署名を得ている。</u>	公金口座登録法第10条において、特定公的給付の支給を実施しようとするときは、支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る当該判定に必要な情報その他の当該支給を実施するための基礎とする情報を個人番号を利用して管理できるとされている。 <u>(追記)</u>	文言の追加	第三者点検
6	9	3.特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	給付金の支給対象者を把握し、支給方法を判別する <u>ために使用する</u> 。また、給付金の支給状況の管理 <u>を</u> するため、支給対象者等への送付物の作成のために使用する。	給付金の支給対象者を把握し、支給方法を判別する。 <u>(追記)</u> また、給付金の支給状況の管理 <u>(追記)</u> するため、支給対象者等への送付物の作成のために使用する。	文言の修正、文言の追加	区点検、 第三者点検
7	13	6.特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<u>団体内統合宛名システムに格納される特定個人情報は、各業務システムの副本データであるため、消去のタイミング等は各業務システム（業務）の運用に準ずる。なお、ディスク交換やハードウェア公開、LTO媒体の廃棄等の差異は、団体内統合宛名システムの保守・運用を行う事業者又は区担当部署において消去された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</u> 紙媒体は、保管期限満了後に、区で実施する溶解文書処理により廃棄する。	<u>(追記)</u> 紙媒体は、保管期限満了後に、区で実施する溶解文書処理により廃棄する。	文言の追加	第三者点検
8	15	2.特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1：目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・庁内連携による情報の入手 各システム間で使用している共通KEYにより対象者以外の情報 <u>を</u> 入手しない仕組みとなっている。 ・転入者等の住民税情報の入手 情報提供ネットワークシステムで令和5年1月2日以降、転入した者等の住民税情報が確認できない場合には当該市町村へ個別に直接照会することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	・庁内連携による情報の入手 各システム間で使用している共通KEYにより対象者以外の情報 <u>が</u> 入手しない仕組みとなっている。 ・転入者等の住民税情報の入手 情報提供ネットワークシステムで令和5年1月2日以降、転入した者等の住民税情報が確認できない場合には当該市町村へ個別に直接照会することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	文言の修正	区点検

## 物価高騰対策臨時給付金に関する事務の特定個人情報保護評価書

## 素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

No	頁	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	変更理由	変更の契機
9	17	3.特定個人情報の使用 リスク1の事務で使用 するその他のシステム における措置の内容	情報照会等を行う場合には、専用端末を利用して、指定されたユーザID及びパスワードでログインした場合にのみアクセス出来るよう設定し、対策室職員以外が当該事務情報を参照できない仕組みとしている。	情報照会等を行う場合には、専用端末を利用し、指定されたユーザID及びパスワードでログインした場合に（追記）アクセス出来るよう（追記）し、対策室職員以外が当該事務情報を参照できない仕組みとしている。	文言の追加	第三者点検
10	21	6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1のリスクに対する措置の内容	中間サーバの職員認証と権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。	中間サーバの職員認証と権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。	文言の修正	第三者点検
11	24	7.特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<新宿区における措置> ・新宿区情報セキュリティ規則に基づき、コンピュータウイルス対策のためのソフトウェアを導入し、最新のウイルスパターンファイルのリリース後、速やかに更新作業を実施している。	<新宿区における措置> ・新宿区情報セキュリティ規定に基づき、コンピュータウイルス対策のためのソフトウェアを導入し、最新のウイルスパターンファイルのリリース後、速やかに更新作業を実施している。	文言の修正	区点検
12	26	1.監査 ①自己点検	特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年4月18日特定個人情報保護委員会規則第1号）第14条（評価書の修正）に基づき、少なくとも年1回評価書に記載した事項の見直しを担当部署において行う。	特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年4月18日特定個人情報保護委員会規則第1号）第14条（評価書の修正）に基づき、少なくとも年1回評価書に記載した事項の見直しを担（こ）ごで改行） 当部署において行う。	文章体裁の修正	第三者点検
13	26	1.監査 ②監査	【物価高騰対策臨時給付金管理システムにおける措置】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第29条の3第2項（削除）による個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告をする。	<物価高騰対策臨時給付金管理システム> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第29条の3第2項のによる個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告をする。	文言の追加及び修正	区点検、 第三者点検
14	27	3.その他のリスク対策	・内閣府地方創生推進室及びデジタル庁からの通知による「特定個人情報の取扱い」に即し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	・内閣府地方創成推進室及びデジタル庁からの通知による「特定個人情報の取扱い」に即し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	文言の修正	区点検
15	28	1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 特定個人情報開示請求書等に必要事項を記入の上、提出してもらう。 本人であることを証明するための書類（運転免許証、パスポート等）の提出又は提示が必要である。 郵送による請求は、認めていない。	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付けます。 特定個人情報開示請求書等に必要事項を記入の上、提出していただきます。 本人であることを証明するための書類（運転免許証、パスポート等）の提出又は提示が必要です。 郵送による請求は、認めておりません。	文言の修正	区点検

## 物価高騰対策臨時給付金に関する事務の特定個人情報保護評価書

## 素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

No	頁	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	変更理由	変更の契機
16	29	1.基礎項目評価	①実施日： <u>令和5年8月7日</u>	①実施日： <u>(追記)</u>	文言の追加	第三者点検
17	29	2.国民・住民等からの意見の聴取	①方法： <u>新宿区パブリック・コメント制度に関する規則（平成14年新宿区規則第62号）の規定により、パブリック・コメントを実施し、区民から意見聴取を行った。公表は、評価書（素案）を給付金対策室及び指定の部署に備え付け、区ホームページに掲載するとともに、区広報紙に掲載することにより行った。</u> <u>区民からの意見提出は、所定又は任意の書面の郵送及び持参によるほか、区ホームページからの入力により受け付けた。</u> ②実施日・期間： <u>令和5年8月16日から9月14日まで</u> ④主な意見の内容： <u>なし</u> ⑤評価書への反映： <u>なし</u>	①方法： <u>(追記)</u> ②実施日・期間： <u>(追記)</u> ④主な意見の内容： <u>(追記)</u> ⑤評価書への反映： <u>(追記)</u>	文言の追加	第三者点検